

神戸医療産業都市の連携・融合を促進する会 設置要綱

令和8年4月1日

企画調整局局長（医療産業担当）決定

（設置）

第1条 神戸医療産業都市において、構成団体同士の交流を促進し、活発な活動が行われる仕組みを構築することで団体間の連携や融合を一層推進することを目的として、「神戸医療産業都市の連携・融合を促進する会」（通称を「KBIC FUN」とし、以下「KBIC FUN」という。）を設置する。

（構成）

第2条 KBIC FUNには、次の参加形態を設ける。

（1）KBIC アライアンス

参加する企業・団体が、神戸市及び神戸医療産業都市推進機構と協力し、KBIC FUNの設置目的に資する活動を企画・実施する

（2）KBIC パートナー

参加する企業・団体が、自主的に交流につながる活動を実施し、神戸市及び神戸医療産業都市推進機構が、その活動内容に応じた支援を実施する

（運営）

第3条 KBIC FUNの運営は、次に掲げる区分により行う。

（1）KBIC アライアンスの運営

別に定める「KBIC アライアンス運営要領」による。

（2）KBIC パートナーの運営

別に定める「KBIC パートナー運営要領」による。

（庶務）

第4条 KBIC FUNの庶務は、神戸市企画調整局医療産業都市部において処理する。

2 神戸市企画調整局医療産業都市部は、庶務の執行にあたり、必要に応じて神戸医療産業都市推進機構に協力を求めることができる。

（雑則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。